

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。
秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



～トピックス～

1. 申告書に收受印を押してくれない
2. 税務カレンダー（2024年12月税務）
3. 税額ゼロの事業専従者等の定額減税
4. 確定申告書作成コーナー新機能の紹介

申告書に收受印を押してくれない

◆令和7年1月以後は

国税庁は今年1月4日、令和7年1月以後は申告書等（国税に関する申告、申請、請求、届出等税務署に提出される全ての文書）の控えへの收受日付印（税務署名や年月日等）の押捺の実務慣習を廃止する、と公表しました。

申告書等の持参又は郵送に対する措置です。e-Taxによる申告では、“受信通知”がメッセージボックスに格納されます。税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組の推進が目的です。

また、令和7年1月から、申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）するように、と公示しています。

◆申告書等提出事実を証明する方法

それでは、申告書等を紙で提出する場合、今後はどのように申告等したことを証明すればよいのでしょうか。

①Q & Aをネット公開し、令和7年1月以後の当分の間の対応として、窓口で交付するリーフレットに、申告書等を收受した日付や税務署名を記載した上で、希望者に配付する、この配布文書は提出事実の証明機能を持つ、と回答しています。

②所轄税務署に「申告書等閲覧申請書」を提出することで、申告済みの申告書等を閲覧することができます。そこには收受印が押されています。閲覧に手数料はかかりませんが、あくまで閲覧サービスのため、コーヒーの提供は受けられません。ただし、申請書の「写真撮影の希望」欄にチェックをつけることで写真撮影が可能となります。

③納税証明書の交付請求を行い、納税額と滞納の有無の表示を介して、提出済み申告書の内容を間接的に証明します。

④個人だけのケースとしては、申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）、保有個人情報の開示請求（写しの交付請求は1か月程度）などがあります。

◆銀行等は対応を変えないと

これまで、銀行への融資申請や、住宅・自動車等のローン審査、奨学金の申請、自治体への補助金・助成金の申請、小規模企業共済、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）等々で、確定申告書の提出控えを求められていました。今後は、どうなるのでしょうか。

2024年12月の税務

12月10日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月6日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

税額ゼロの事業専従者等の定額税

定額減税では納税者本人とその同一生計配偶者、扶養親族について所得税1人当たり3万円、個人住民税1人当たり1万円を納税者本人の所得税額、個人住民税所得割額から控除し、控除しきれない場合は1万円単位に切り上げて調整給付が行われます。

◆所得税、住民税所得割額ゼロの人にも給付

ところで青色申告や白色申告の事業専従者や合計所得金額48万円超の人は、同一生計配偶者や扶養親族に該当しないため、納税者本人の定額減税の対象者になりません。これらの人は自身の所得税額や個人住民税所得割額から減税額を控除することとなるのですが、所得がゼロ、又は所得が少なく、所得控除や税額控除による所得税額や個人住民税所得割額がない人の場合は、定額減税の適用を受けることができません。

しかし、これらの人にも一定の要件のもと原則4万円の調整給付（不足額給付）がされます。内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の「よくあるご質問（2024年7月1日更新）」及び国税庁「定額減税特設サイト」のQ&A（予定納税・確定申告関係）【令和6年8月改訂版】には、これらの人も調整給付（不足額給付）の対象となることが掲載されています。

◆不足額給付を受けるための要件

事業専従者や合計所得金額48万円超の人が不足額給付を受けるためには、

①所得税および個人住民税所得割について定額減税前税額がゼロであること。

②低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給していないこと。

③市区町村への申請手続き（必要書類の添付）が必要となります。

◆申請手続きは市区町村に確認する

不足額給付の給付時期は令和6年分の所得税と定額減税の実績額が確定する令和7年以降になります。具体的な給付時期や申請手続き、必要書類については、市区町村による今後の案内を確認する必要があります。なお、申請を不要とする市区町村もあると案内されています。

◆趣旨から考えれば支給は当然ともいえる

定額減税は政府の経済対策として賃金上昇が物価上昇に追い付いていない中で国民全体を視野に入れて税制と給付を組み合わせることで、様々な状況にきめ細かに対応することを目的として導入されました。所得税や個人住民税所得割ゼロの事業専従者や合計所得金額48万円超の人にも支給することは制度の趣旨に合うといえます。



確定申告書作成コーナー新機能の紹介

◆今年は大きな新機能はなし

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得税や消費税及び贈与税の申告書や、青色申告決算書・収支内訳書等の作成、e-Taxによる送信ができます。毎年8～9月に新機能の紹介をしています。今年の内容を見てみましょう。

◆所得税のすべての画面がスマホ向けに

確定申告書等作成コーナーでは、スマホ向けの専用画面の提供をしていましたが、令和6年までは一部がPC向け画面と同じ画面でした。令和7年1月からは、所得税のすべての画面でスマホ向けの専用画面の提供をしております。

また、PCで表示される画面も大昔から利用していた古めかしい画面が一部出ていましたが、令和7年1月からはすべてデザインが統一される見込みのようです。

◆スマホ用電子証明書に対応

令和6年まではe-Taxをマイナンバーで行う場合は、マイナンバーカードをスマホで読み取る必要がありました。令和7年1月からは、スマホ用電子証明書が利用できるようになるため、先にマイナポータルで申し込みをしておけば、マイナンバーカードの読み取りなしでe-Tax送信ができるようになります。

ただし、令和7年1月から利用できるのはAndroidのみで、iOSについては春ごろリリース予定とのことです。

◆マイナポータル連携はすでに充実

マイナポータル連携を行うと、マイナポータル経由で給与の源泉徴収票（勤め先がe-Tax経由で源泉徴収票を提出している等の場合）・生命保険・医療費・ふるさと納税等、様々な確定申告に必要なデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力してくれます。

給与収入のみのサラリーマンで、確定申告内容はふるさと納税と医療費控除のみといった場合は、もはや確定申告書はフォームに数字を入力することすら必要としていません。ひと昔前、サラリーマンの方ですと確定申告は「分からない・面倒」というイメージをお持ちの向きも多かったと思いますが、現在では自宅で24時間、スマホとマイナンバーカードがあれば気軽にできる手続きになっています。

年末年始休業のお知らせ

恐れ入りますが
令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）は
年末年始の休業とさせていただきます。
令和6年1月6日（月）より通常営業いたします。
よろしくお願いいたします。